介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　主　　点　　検　　表

（令和5年度版）

通所リハビリテーション

及び

介護予防通所リハビリテーション

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者(法人)名称 | |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 | 〒 |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 | |  |
| 点検年月日 | | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1　趣　　旨

　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

2　留意事項

この自主点検表は通所リハビリテーションの運営基準等を基調に作成されていますが、指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防通所リハビリテーションについても通所リハビリテーションの運営基準等に準じて（通所リハビリテーションを介護予防通所リハビリテーションに読み替えて）一緒に自主点検してください。

3　根拠法令等

　　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年12月22日条例第63号） |
| 予防条例 | 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例  （平成26年12月22日条例第64号　） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  （平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| 平18  ー0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について　（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号　厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平27厚告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 （平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平27厚告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平27厚告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | | ページ |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 | |  |
| 1 | 一般原則 | | 5 |
| 第2 | 基本方針 | |  |
| 2 | 通所リハビリテーション | | 5 |
| 3 | 介護予防通所リハビリテーション | | 5 |
| 第3 | 人員に関する基準 | |  |
| 4 | 通所リハビリテーション | | 6 |
| 5 | 診療所 | | 8 |
| 6 | 介護予防通所リハビリテーション | | 9 |
| 第4 | 設備に関する基準 | |  |
| 7 | 通所リハビリテーション | | 9 |
| 8 | 介護予防通所リハビリテーション | | 11 |
| 第5 | 運営に関する基準 | |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び同意 | | 11 |
| 10 | 提供拒否の禁止 | | 12 |
| 11 | サービス提供困難時の対応 | | 12 |
| 12 | 受給資格等の確認 | | 12 |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 | | 12 |
| 14 | 心身の状況等の把握 | | 12 |
| 15 | 居宅介護支援事業者等との連携 | | 13 |
| 16 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | | 13 |
| 17 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | | 13 |
| 18 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | | 13 |
| 19 | サービスの提供の記録 | | 13 |
| 20 | 利用料等の受領 | | 13 |
| 21 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | | 14 |
| 22 | 通所リハビリテーションの基本取扱方針 | | 14 |
| 23 | 通所リハビリテーションの具体的取扱方針 | | 14 |
| 24 | 通所リハビリテーション計画の作成 | | 15 |
| 25 | 利用者に関する市町村への通知 | | 17 |
| 26 | 緊急時等の対応 | | 17 |
| 27 | 管理者等の責務 | | 17 |
| 28 | 運営規程 | | 17 |
| 29 | 勤務体制の確保等 | | 18 |
| 30 | 業務継続計画の策定等 | | 20 |
| 31 | 定員の遵守 | | 21 |
| 32 | 非常災害対策 | | 21 |
| 33 | 衛生管理等 | | 22 |
| 34 | 掲示 | | 24 |
| 35 | 秘密保持等 | | 24 |
| 36 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | | 25 |
| 37 | 苦情処理 | | 25 |
| 38 | 地域との連携等 | | 25 |
| 39 | 事故発生時の対応 | | 26 |
| 40 | 虐待の防止 | | 26 |
| 41 | 会計の区分 | | 28 |
| 42 | 記録の整備 | | 28 |
| 43 | 電磁的記録等 | | 29 |
| 第6 | （予防）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |  |
| 44 | 介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針 | | 30 |
| 45 | 介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針 | | 31 |
| 46 | 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点 | | 33 |
| 47 | 安全管理体制等の確保 | | 34 |
| 第7 | 業務管理体制の整備 | |  |
| 48 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | | 34 |
| 第8 | 介護給付費の算定及び取扱い |  |  |
| 49 | 基本的事項 | | 35 |
| 50 | 事業所規模による区分の取扱い | | 35 |
| 51 | 通所リハビリテーションの提供について | | 36 |
| 52 | 所要時間の取扱い | | 37 |
| 53 | 感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少 | | 38 |
| 54 | 1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を2名以上配置している場合 | | 38 |
| 55 | 連続して延長サービスを行った場合に係る加算 | | 38 |
| 56 | リハビリテーション提供体制加算 | | 39 |
| 57 | 中山間地域等居住者サービス提供加算 | | 39 |
| 58 | 入浴介助加算 | | 39 |
| 59 | リハビリテーションマネジメント加算 | | 41 |
| 60 | 短期集中個別リハビリテーション実施加算 | | 44 |
| 61 | 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | | 45 |
| 62 | 生活行為向上リハビリテーション実施加算 | | 46 |
| 63 | 若年性認知症利用者受入加算 | | 48 |
| 64 | 栄養アセスメント加算 | | 48 |
| 65 | 栄養改善加算 | | 50 |
| 66 | 口腔・栄養スクリーニング加算 | | 52 |
| 67 | 口腔機能向上加算 | | 53 |
| 68 | サービス種類相互算定関係 | | 56 |
| 69 | 重度療養管理加算 | | 56 |
| 70 | 中重度ケア体制加算 | | 57 |
| 71 | 科学的介護推進体制加算 | | 58 |
| 72 | 同一建物等に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対する取扱い | | 59 |
| 73 | 送迎減算 | | 59 |
| 74 | 移行支援加算 | | 60 |
| 75 | サービス提供体制強化加算 | | 61 |
| 76 | 介護職員処遇改善加算 | | 62 |
| 77 | 介護職員等特定処遇改善加算 | | 64 |
| 78 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | | 65 |
| 第9 | 介護予防通所リハビリテーション費の算定及び取扱い |  |  |
| 79 | 基本的事項 | | 65 |
| 80 | 運動器機能向上加算 | | 66 |
| 81 | 選択的サービス複数実施加算 | | 68 |
| 82 | 事業所評価加算 | | 68 |

| 項　目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | | 点　検 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般原則 | | | | |
| 1  一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第2項  越谷市暴力団排除条例 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第3項 |
|  | ③　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第5項 |
|  | ※　令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | |  |  |
|  | ⑤　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第6項 |
|  | ※　指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。  　　この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 | |  | 平11老企25  第3の1の3(1) |
| 第2　基本方針 | | | | |
| 2  通所リハビリテーション | 通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第135条  法第73条第1項 |
| 3  介護予防通所リハビリテーション | 介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第116条  法第115条の3第1項 |
| 第3　人員に関する基準 | | | | |
|  | ※　「常勤」（用語の定義）  　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とします。  　　また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1の事業者によって行われる通所リハビリテーション事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、通所リハビリテーション事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。  ●　事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数  　　　　　　　　　　　　　【週 　　 時間】 | |  | 平11老企25  第2の2の(3) |
|  | ※　人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 | |  |  |
|  | ※「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義）  　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけるサービスの単位ごとの時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 | |  | 平11老企25  第2の2の(4) |
|  | ※　「常勤換算方法」（用語の定義）  　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所リハビリテーションと訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が通所リハビリテーション従業者と看護職員を兼務する場合、通所リハビリテーション従業者の勤務延時間数には、通所リハビリテーション従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 | |  | 平11老企25  第2の2の(1) |
|  | ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 | |  |  |
| 4  通所リハビリテーション  ★  【診療所を除く】  (1) 医師 | ①　通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な医師は1人以上の数になっていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条  第1項第1号 |
| ②　医師は常勤の者を配置していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第3項 |
| 〔医師〕  　イ　専任の常勤医師が1人以上勤務していること。  　ロ　指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。  　ハ　指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。  　　　　また、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において指定通所リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものであること。 | |  | 平11老企25  第3の7の1の(1)① |
| （2)  理学療法士  作業療法士  言語聴覚士  看護職員  介護職員 | ①　通所リハビリテーションの単位の利用者の数が10人以下の場合は、その提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員（以下「従業者」という。）が1人以上確保されていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第1項第2号ア |
| ②　通所リハビリテーションの単位の利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が利用者の数を10で除した数以上確保されていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第1項第2号ア |
|  | ※　利用者とは、当該通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、通所リハビリテーションの事業と介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの利用者を指します。 | |  |  |
|  | ※　指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションのをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。  　a　指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合  　b　午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合 | |  | 平11老企25  第3の7の1の(1)②イ |
|  | ③　上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保されていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第1項第2号イ |
|  | ※　7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとします。 | |  | 平11老企25  第3の7の1(1)の②ロ |
|  | ※　提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に基準条例上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものです（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が2人必要である場合、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては4人が必要となります。）。 | |  | 平11老企25  第3の7の1(1)の②ハ |
|  | また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上確保するとは、指定リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従事者が常に確保されるよう必要な配置を行うことです。 | |  |  |
|  | 所要時間1時間から2時間の指定通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。  　　この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指します。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当します。 | |  |  |
|  | ※　なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。したがって、例えば、1日のうち午前の提供時間帯に利用者10に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ1人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。 | |  | 平11老企25  第3の7の1(1)の②二 |
|  | ※　同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合は、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである。 | |  | 平11老企25  第3の7の1(1)の②ホ |
|  | ※　従業者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までです。ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0．5単位として扱います。 | |  | 平11老企25  第3の7の1(1)の②へ |
| 5  診療所  ★  【基準第111 条第1項の規定が適用される者を除く。】  (1)　医師 | ①　利用者の数が同時に10人を超える場合は、専任の常勤医師が1人勤務していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第2項第1号 平11老企25 第3の7の1(2)①イ |
| ②　利用者の数が同時に10人以下の場合は、専任の医師が1人勤務していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第2項第1号 平11老企25 第3の7の1(2)①ロ |
| また、利用者数は、専任の医師1人に対し1日48人以内となっていますか。 | | いる  いない  該当なし |
| (2)  理学療法士  作業療法士  言語聴覚士  看護職員  介護職員 | ①　通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員が1人以上確保されていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第2項第1号 |
| ②　通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第2項第1号 条例第137条 |
|  | ③　上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0．1人以上確保されていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第136条第2項第2号 |
|  | ※　7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとします。 | |  | 平11老企25 第3の7の1(2)②ロ |
|  | ※　提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に基準条例上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が2人必要である場合、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては4人が必要となります。）。 | |  | 平11老企25 第3の7の1(2)②ハ |
|  | また、専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1 人以上確保されていることとし、所要時間1時間から2時間の指定通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。 | |  |  |
|  | この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当します。 | |  |  |
|  | ※　なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。したがって、例えば、1日のうち午前の提供時間帯に利用者10に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ1人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。 | |  | 平11老企25  第3の7の1(2)②二 |
|  | ※　同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合は、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである。 | |  | 平11老企25  第3の7の1(2)②ホ |
|  | ※　従業者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までです。ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0．5単位として扱います。 | |  | 平11老企25  第3の7の1(2)②へ |
| 6  介護予防通所リハビリテーション  ★ | 介護予防通所リハビリテーション事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハビリテーションの事業と通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、通所介護リハビリテーション事業における従業者の員数の基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | |  | 条例第136条第4項  予防条例第117条第4項 |
| 第4　設備に関する基準 | | | | |
| 7  通所リハビリテーション  ★ | ①　事業所は、通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等で、3平方メートルに利用定員（当該通所リハビリテーション事業所において同時に通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上のものを有していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第137条第1項 |
|  | ※　事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとします。 | |  |  |
|  | ※　事業所ごとに備える設備については、専ら指定通所リハビリテーション事業の用に供するものでなければなりませんが、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道を挟んで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えありません。 | |  | 平11老企25  第3の7の2(1) |
|  | ア　当該部屋等において、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。  イ　それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件を満たしていること。  3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有すること。ただし、介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに共用されているものに限る。）の面積を加えるものとします。 | |  |  |
|  | ※　通所リハビリテーション事業所と併設の特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における通所リハビリテーション事業所を行うスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。  ア　当該部屋等において、特別養護老人ホーム等の機能訓練室等と通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。  イ　特別養護老人ホーム等の機能訓練室等として使用される区分が、当該設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。 | |  |  |
|  | ※　指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第3の六の2の（4）を参照してください。 | |  | 平11老企25準用（第3の6の2(4)） |
|  | 〔第3の六の2の（4）〕  ※　指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。 | |  |  |
|  | イ　当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。  ロ　指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 | |  |  |
|  | また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。  　　　　　なお、設備を共用する場合、基準条例において、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めること。 | |  |  |
|  | ②　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第137条第2項 |
|  | ※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。 | |  | 平11老企25 第3の6の2(3) |
| 8  介護予防通所リハビリテーション  ★ | 介護予防通所リハビリテーション事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハビリテーションの事業と通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、通所リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準（上記の①及び②）を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | |  | 条例第137条第3項  予防条例第118条第3項 |
| 第5　運営に関する基準 | | | | |
| 9  内容及び  手続きの説明  及び同意  ★ | ①　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第8条第1項) |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項  　ア　運営規程の概要  　イ　通所リハビリテーション従業者の勤務の体制  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制 　等 | |  | 平11老企25準用(第3の1の3(2）） |
|  | ※　同意は、利用者及び通所リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 | |  |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 | |  |  |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか（この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。）。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第8条第2項) |
|  | (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  　　ア　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  　　イ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) | |  |  |
|  | (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 | |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 | |  | 条例第145条 準用(第8条第3項) |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 | |  | 条例第145条 準用(第8条第4項) |
|  | ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  　(1)　②に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの  　(2)　ファイルへの記録の方式 | |  | 条例第145条 準用(第8条第5項) |
|  | ※　上記承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。 | |  | 条例第145条 準用(第8条第6項) |
| 10  提供拒否の  禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第9条) |
| ※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供拒否することはできません。 | |  | 平11老企25準用(第3の1の3(3)） |
| ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合  ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | |
| 11  サービス提供困難時の  対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所リハビリテーション事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第10条) |
| 12  受給資格等  の確認  ★ | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第11条第1項) |
|  | ②　被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第11条第2項) |
| 13  要介護認定  の申請に係る援助 | ①　要介護認定の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第12条第1項) |
|  | ②　要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第12条第2項) |
| 14  心身の状況等の把握  ★ | サービスの提供に当たってはサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第13条) |
| 15  居宅介護  支援事業者等との連携  ★ | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第68条第1項) |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第68条第2項) |
| 16  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第15条) |
| ②　居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし |
| 17  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供　★ | 居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第16条) |
| 18  居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第17条) |
| 19  サービスの  提供の記録  ★ | ①　サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第19条第1項) |
|  | ※　記載すべき事項  　ア　サービスの提供日  　イ　サービスの内容  　ウ　保険給付の額  　エ　その他必要な事項 | |  | 準用（平11老企25第3の1の3(10)①） |
|  | ②　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、①の情報を利用者に対して提供していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第19条第2項) |
| 20  利用料等の  受領  ★ | ①　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第102条第1項) |
|  | ※　法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 | |  | 準用(平11老企25第3の1の3(10)①） |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第102条第2項) |
|  | ※　一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 | |  | 準用（平11老企25第3の1の3(11)②） |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第102条第3項) |
|  | ア　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  イ　通常要する時間を超える通所リハビリテーションであって､利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用  ウ　食事の提供に要する費用  エ　おむつ代  オ　ア～エに掲げるもののほか、通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 | |  | 平11老企25準用（第3の6の3(1)②） |
|  | ※　上記イは、介護予防通所リハビリテーションでは受けることができません。 | |  |  |
|  | ※　保険給付の対象となっているサ－ビスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。 | |  | 準用（平11老企25第3の6の3(1)②） |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第102条第5項) |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用の支払いを受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | | いる  いない  該当なし | 法第41条8項 |
| 21  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サ－ビスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサ－ビスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第21条) |
| 22  通所リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第138条第1項 |
| ②　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第138条第2項 |
| 23  通所リハビリテーションの具体的  取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第139条第1号 |
| ※　通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げません。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)① |
|  | ②　従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第139条第2号 |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第139条第3号 |
|  | ※　特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えてください。 | |  |  |
|  | ※　指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)② |
|  | ※　認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑦ |
| ④　リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を会議の構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第3の7の3(1)⑪ |
|  | ※　リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。 | |  |
|  | 事業者は、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関す情報を当該構成員と共有するよう努めること。 | |  |  |
|  | なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加ができない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。  　　また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。 | |  |  |
|  | リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑧において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | |  |  |
| 24  通所リハビリテーション計画の作成  ★ | ①　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第140条第1項 |
|  | ※　通所リハビリテーション計画は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等の結果を基に、通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成してください。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)③ |
|  | ※　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、居宅基準条例第85条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、居宅基準条例第140条第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができます。 | |  | 条例第140条第6項 |
|  | ②　通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第140条第2項 |
|  | ※　通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑤ |
|  | ③　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第140条第3項 第4項 |
|  | ※　通所リハビリテーション計画は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければなりません。  　　また、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、当該リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければなりません。  　　なお、交付した当該リハビリテーション計画書は、2年間保存しなければなりません。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑥ |
|  | ※　通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)④ |
|  | ④　通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第140条第5項 |
|  | ※　通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑬ |
|  | ※　認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑦ |
|  | ※　指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、介護支援専門員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑧ |
|  | ※　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑨ |
|  | ※　主として認知症等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあっては、作業療法士等の従業者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあっては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものであること。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑩ |
|  | ※　当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの目標として分かりやすく記載するよう留意すること。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑫ |
|  | ※　指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。  　イ　あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置づけられていること。  　ロ　効果的なリハビリテーションがのサービスが提供できること。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑭ |
|  | ※　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所リハビリテーション事業者については、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該通所リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めるものとします。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑮ |
| 25  利用者に関する市町村への通知 | 利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第26条) |
| ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。  イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | |  |
| 26  緊急時等  の対応  ★ | 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第27条) |
| 27  管理者等  の責務 | ①　管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができますが、この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第141条第1項 平11老企25 第3の7の3(2) |
|  | ②　管理者又は①の管理を代行する者は、通所リハビリテーション事業所の従業者に、「通所リハビリテーションの運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第141条第2項 |
| 28  運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、｢運営規程」という。）を定めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第142条 |
| ★ | ア　事業の目的及び運営の方針 　イ　従業者の職種、員数及び職務内容 　ウ　営業日及び営業時間 　エ　通所リハビリテーションの利用定員 　オ　通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の  　　　額 | |  |  |
|  | カ　通常の事業の実施地域 　キ　サービス利用に当たっての留意事項 　ク　非常災害対策 　ケ　個人情報の取扱い  　コ　虐待の防止のための措置に関する事項  　サ　その他運営に関する重要事項 | |
|  | ※　イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 | |  | 平11老企25準用（第3の1の3(19)①） |
|  | ※　ウの「営業日及び営業時間」について、8時間以上9時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。  　　例えば、提供時間帯（9時間）の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあっては、当該指定通所リハビリテーション事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとすること。 | |  | 平11老企25準用（第3の6の3(4)①） |
|  | ※　エの「利用定員」とは、同時に通所リハビリテーションを受けることができる利用者の数の上限をいいます。 | |  | 平11老企25準用（第3の6の3(4)②） |
|  | ※　オの「通所リハビリテーションの内容」は、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。  　　「利用料」には、法定代理受領サービスである通所リハビリテーションに係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない通所リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」には、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定します。 | |  | 平11老企25準用（第3の6の3(4)③） 平11老企25準用（第3の1の3(19)③） |
|  | ※　カの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとします。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスの提供を行うこともできます。 | |  | 平11老企25準用（第3の1の3(19)④） |
|  | ※　キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指します。 | |  | 平11老企25準用（第3の6の3(4)④） |
|  | ※　クの「非常災害対策」は、項目「非常災害対策」の「非常災害に関する具体的計画」を指します。 | |  | 平11老企25準用（第3の6の3(4)⑤） |
|  | ※　コの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  ※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） | |  | 平11老企25準用（第3の1の3(19)⑤） |
| 29  勤務体制の  確保等 | ①　事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条  準用(第107条第1項) |
| ★ | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。 | |  | 平11老企25  準用（第3の6の3(5)①） |
|  | ②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第107条第2項) |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 | |  |
|  | ※　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが可能です。 | |  | 平11厚令37準用（第3の6の3(5)②） |
|  | ③　従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条  準用(第107条第3項) |
|  | その際、当該指定通所リハビリテーション事業者は、全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 | |  | 平11老企25  準用(第3の二の3(6)③) |
|  | 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 | |  |  |
|  | なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。指定通所リハビリテーション事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての通所リハビリテーション従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。 | |  |  |
|  | ④　適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条  準用(第107条第4項) |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(21)④) |
|  | イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 | |  |  |
|  | a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 | |  |  |
|  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 | |  |  |
|  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について  　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | |  |  |
|  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 | |  |  |
| 30  業務継続計画の策定等  ★ | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条準用(第31条の2第1項) |
|  | ※　指定通所リハビリテーション事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所リハビリテーションの提供を受けられるよう、指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録通所リハビリテーション従業者を含めて、通所リハビリテーション従業者その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(22)①) |
|  | なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | |  |  |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(22)②) |
|  | イ　感染症に係る業務継続計画  　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　b　初動対応  　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　ロ　災害に係る業務継続計画  　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　c　他施設及び地域との連携 | |  |  |
|  | ②　通所リハビリテーション従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条準用(第31条の2第2項) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(22)③) |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条準用(第31条の2第3項) |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(22)④) |
| 31  定員の遵守  ★ | 利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか（ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません）。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第108条) |
| 32  非常災害  対策 | ①　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第109条第1項) |
| ★ | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。  　　関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをいいます。 | |  | 平11老企25  準用(第三の六の3(7)①) |
|  | なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。  　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所リハビリテーション事業所にあってはその者に行わせます。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせます。 | |  |  |
|  | ②　利用者の避難時の態様、職員の反省点などを含め、訓練の記録を作成し、次回の訓練等に活用していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し、次回以降の訓練の参考にしてください。 | |  |  |
|  | ③　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条準用(第109条第2項) |
|  | ※　②は、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | |  | 平11老企25  準用(第三の六の3(7)②) |
| 33  衛生管理等  ★ | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第143条第1項 |
|  | ※　医薬品の管理については、当該通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられます。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(4)③ |
|  | ※　事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 | |  |  |
|  | ア　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 | |  | 労働安全衛  生法第66条 |
|  | イ　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 | |  |  |
|  | ウ　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(4)① |
|  | エ　特にインフルエンザ対策等、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(4)② |
|  | オ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(4)④ |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第143条第2項 |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | |  | 平11老企25 準用（第3の6の3(8)②） |
|  | (1)　当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 | | いる  いない  該当なし | 条例第143条第2項第1号 |
|  | イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  　　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 | |  | 平11老企25 準用（第3の6の3(8)②イ） |
|  | 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | |  |  |
|  | (2)　当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | | いる  いない  該当なし | 条例第143条第2項第2号 |
|  | ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  　　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  　　　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  　　　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 | |  | 平11老企25 準用（第3の6の3(8)②ロ） |
|  | (3)　当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | | いる  いない  該当なし | 条例第143条第2項第3号 |
|  | ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  　　　訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 | |  | 平11老企25 準用（第3の6の3(8)②ハ） |
|  | なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 | |  |  |
|  | 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | |  |  |
| 34  掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第33条第1項) |
|  | ※　指定通所リハビリテーション事業者は、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(24)①) |
|  | イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  　ロ　通所リハビリテーション従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、通所リハビリテーション従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定通所リハビリテーション事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものである。 | |  | 条例第145条準用(第33条第2項)  平11老企25  準用(第3の一の3(24)②) |
| 35  秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条  準用(第34条第1項) |
| ★ | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書をとるなどの措置を講じてください。 | |  | 平11老企25準用（第3の1の3(25)①） |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第34条第2項)  平11老企25準用（第3の1の3(25)②） |
|  | ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 | |  |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第34条第3項) |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 | |  | 準用（平11老企25第3の1の3(25)③） |
| 36  居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第36条) |
| 37  苦情処理  ★ | ①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第37条第1項) |
|  | ※　「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。  ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。  イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。  ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 | |  | 平11老企25準用(第3の1の3(28)①） |
|  | ②　上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第37条第2項) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 | |  | 平11老企25準用（第3の1の3(28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | |  |  |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第37条第3項) |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第37条第4項) |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第37条第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第37条第6項) |
| 38  地域との  連携等 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第38条第1項) |
|  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。  　　なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(29)①) |
|  | ②　指定通所リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーションの提供を行うよう努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第38条第2項) |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定通所リハビリテーション事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定通所リハビリテーションを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(29)②) |
| 39  事故発生時  の対応 | ①　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第39条第1項) |
| ★ | ②　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条  準用(第39条  第2項) |
| ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 | |  | 平11老企25準用（第3の1の3(30)①） |
|  | ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条  準用(第39条第3項) |
| ※　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | |  | 平11老企25準用（第3の1の3(30)②） |
|  | ④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 平11老企25準用（第3の1の3(30)③） |
| 40  虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条準用(第39条の2) |
| ★ | ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定通所リハビリテーション事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(31)) |
|  | 〇虐待の未然防止  　　指定通所リハビリテーション事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 | |  |  |
|  | 〇虐待等の早期発見  　　指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 | |  |  |
|  | 〇虐待等への迅速かつ適切な対応  　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定通所リハビリテーション事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 | |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | |  |  |
|  | ①　当該指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条準用(第39条の2第1号) |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕  　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(31)①) |
|  | 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | |  |  |
|  | また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　ト　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | |  |  |
|  | ②　当該指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条準用(第39条の2第2号) |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕  　　指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(31)②) |
|  | ③　当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条(第39条の2  第3号) |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕  　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定通所リハビリテーション事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定通所リハビリテーション事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 | |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(31)③) |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | | いる  いない  該当なし | 条例第39条の2  第4号 |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕  　　指定通所リハビリテーション事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | |  | 平11老企25  第3の一の3(31)④ |
| 41  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第145条 準用(第40条) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日・老計第8号」及び「介護保険の給付対象事業における会計について（平成13年3月28日・老振第18号）」を参考として適切行うこと。 | |  | 準用（平11老企25第3の1の3(32)） |
| 42  記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第144条 第1項 |
|  | ②　利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（イに掲げる記録にあっては、5年間）保存していますか。  　ア　通所リハビリテーション計画  　イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　ウ　市町村への通知に係る記録  　エ　苦情の内容等の記録  　オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | | いる  いない  該当なし | 条例第144条  第2項 |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(7) |
|  | ※　通所リハビリテーションに関する記録には診療記録が含まれます。 | |  |  |
| ③　リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者、加算の算定に当たって根拠となった書類等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにしていますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12老企36 2の8(28) |
| 43  電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「受給資格等の確認」（居宅基準条例第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。))及び「サービスの提供の記録」（第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕  ※　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 | |  | 平11老企25  第5の1 |
|  | ⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 | |  |  |
|  | ⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | |  |  |
|  | ②　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第277条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕  ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。  　⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。  　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 | |  | 平11老企25  第5の2 |
|  | ⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印　に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  　　　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | |  |  |
| 第6（予防）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | | | | |
| 44  介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第124条第1項 |
| ②　自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第124条第2項 |
|  | ※　提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。 | |  | 平11老企25 第4の3の7(1) ④ |
|  | ③　単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第124条第3項 |
|  | ※　介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 | |  | 平11老企25 第4の3の7(1)① |
|  | ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第124条第4項 |
| ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 | |  | 平11老企25 第4の3の7(1)③ |
|  | ⑤　介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第124条第5項 |
|  | ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 | |  | 平11老企25 第4の3の7(1)② |
| 45  介護予防  通所リハビリ  テーションの  具体的  取扱方針  ★ | ①　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第1号 |
| ※　リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。 | |  | 平11老企25第4の3の7(2)③ |
| 事業者は、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関す情報を当該構成員と共有するよう努めること。 | |  |  |
| なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加ができない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。  　　また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。 | |  |  |
| リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑧において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | |  |  |
| ②　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第2号 |
|  | ※　介護予防通所リハビリテーション計画の作成当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の方法を把握・分析し、介護予防通所リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直していること。 | |  | 平11老企25第4の3の7(2)① |
|  | ※　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。 | |  | 平11老企25第4の3の7(2)② |
|  | ③　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第3号 |
|  | ※　介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 | |  | 平11老企25第4の3の7(2)④ |
|  | ④　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第125条第4号 |
|  | ※　通所リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。  　　また、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、当該リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければなりません。  　　なお、交付した当該リハビリテーション計画書は、2年間保存しなければなりません。 | |  | 平11老企25第4の3の7(2)⑤ |
|  | ⑤　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第125条第5号 |
|  | ※　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 | |  | 予防条例  第125条第6号 |
|  | 当該計画の作成にあたっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にしたうえで、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。 | |  | 平11老企25  第4の3の7(2)⑥ |
|  | ※　指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えない。 | |  | 平11老企25  第4の3の7(2)⑦ |
|  | ⑥　サービスの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第7号 |
|  | ⑦　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第8号 |
|  | ⑧　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第9号  平11老企25  第4の3の7(2)⑧ |
| ※　常に新しい技術を習得する等、研鑽してください。 | |
|  | ⑨　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例  第125条第10号 |
|  | ⑩　医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第11号 |
|  | ※　介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっていないか等を確認するために毎月行ってください。 | |  | 平11老企25 第4の3の7(2)⑨ |
|  | 事業者は介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでの間に1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこととしたものである。 | |  |  |
|  | ⑪　医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第12号 |
|  | ⑫　上記①から⑨までの規定は、介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用していますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第125条第13号 |
|  | ※　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。 | |  | 平11老企25 第4の3の7(2)⑪ |
| 46  介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点 | 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行ってください。 | |  | 予防条例第126条 |
| ①　サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ②　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
| ③　サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次に示す「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
| 47  安全管理体  制等の確保 | ①　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第127条第1号 |
|  | ②　サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第127条第2号 |
|  | ③　サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第127条第3号 |
|  | ④　サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | | いる  いない  該当なし | 予防条例第127条第4号 |
| 第7　業務管理体制の整備 | | | | |
| 48  法令遵守等の業務管理体制の整備 | 業務管理体制を適切に整備し､関係行政機関に届け出ていますか｡  ◎法令遵守責任者の職名･氏名   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職名･氏名 | 届出先 | 届出日 | |  |  |  | |  |  |  | | | いる  いない  該当なし | 法第115条  の32第1項  施行規則  第140条の40 |
|  | 〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕  ◎ 事業所数が20未満  ･整備届出事項:法令遵守責任者  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等 | |  |  |
|  | ◎ 事業所数が20以上100未満  ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要 | |  |  |
|  | ◎ 事業所数が100以上  ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定､業務執行監査の定期的実施  ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要､業務執行監査の方法の概要 | |  |  |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。  　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　エ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。  　オ　法令遵守規程を整備している。  　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
| 第8　介護給付費の算定及び取扱い | | | | |
| 49  基本的事項 | ①　費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 法第41条第4項第1号  法第53条第2項 |
| ②　費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。また、単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 第2号  平12厚告22 別表7 |
| ③　単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 第3号 |
| 50  事業所規模  による区分の取扱い | 〔通常規模型〕  ①　前年度の1月当たりの平均利用延人員数（要支援を含む）が750人以内の事業所であって、条例に定める設備に関する基準に適合している事業所である場合は、通常規模型通所リハビリテーション費を算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平27厚告96 6号イ |
|  | 〔大規模型（Ⅰ）〕  ②　前年度の1月当たりの平均利用延人員数（要支援も含む）が750人を超え900人以内の事業所であって、条例に定める設備に関する基準に適合している事業所である場合は、大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）を算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平27厚告96 6号ロ |
|  | 〔大規模型（Ⅱ）〕  ③　前年度の1月当たりの平均利用延人員数（要支援も含む）が900人を超える事業所であって、条例に定める設備に関する基準に適合している事業所である場合は、大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）を算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平27厚告96 6号ハ |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ※　平均利用延人員数の計算に当たっては、当該通所リハビリテーション事業所に係る通所リハビリテーション事業者が、介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含みます。  ただし、通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとします。 | |  | 平12老企36 2の8(8)① |
|  | ※　1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数を用います。 　2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。  また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。  ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。 　また、一月間（歴月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとします。 | |  | 平12老企36 2の8(8) |
|  | ※　前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25％以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、市長に届け出た当該事業所の利用定員の90％に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とします。 | |  | 平12老企36 2の8(8)③ |
|  | ※　毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とします。 | |  | 平12老企36 2の8(8)④ |
|  | ※　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例については、別途通知(※)を参照すること。  （※）「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（R3.3.16老認発0316第4号・老老発0316第3号） | |  | 平12老企36 2の8(8)⑤ |
| 51  通所リハビリテーションの提供について | 〔留意事項〕 | |  |  |
| ①　利用者の状態に応じ、個別にリハビリテーションを実施すること。 | |  | 平12老企36 2の8(9)① |
| ②　指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、例外として、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定通所リハビリテーションへ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の別紙様式2－2－1をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式2－2－1に記載された内容について確認し、指定通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、別紙様式2－2－1をリハビリテーション計画書とみなして通所リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととする。  　　なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回のリハビリテーション計画を作成すること。 | |  | 平12老企36 2の8(9)② |
|  | ③　指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1 以上の指示を行う。 | |  | 平12老企36 2の8(9)③ |
|  | ④　指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録する。 | |  | 平12老企36 2の8(9)④ |
|  | ⑤　通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す。初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行う。 | |  | 平12老企36 2の8(9)⑤ |
|  | ⑥　指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行う。 | |  | 平12老企36 2の8(9)⑥ |
|  | ⑦　新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行うよう努めることが必要である。 | |  | 平12老企36 2の8(9)⑦ |
|  | ⑧　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達する。 | |  | 平12老企36 2の8(9)⑧ |
| 52  所要時間の  取扱い | ①　所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注1 |
|  | ※　単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、指定通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します（このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。）。 | |  | 平12老企36 第2の8(1)① |
|  | また、指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として含めることができます。  イ　居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施する場合  ロ　居宅内の介助等を行う者が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合 | |  | 平12老企36 第2の8(1)② |
|  | ※　当日の利用者の心身の状況から、実際の指定通所リハビリテーションの提供が通所リハビリテーション計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、通所リハビリテーション計画上の単位数を算定して差し支えありません。なお、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定します。 | |  | 平12老企36 第2の8(1)③ |
|  | ※　利用者に対して、1日に複数の指定通所リハビリテーションを行う事業所にあっては、それぞれの指定通所リハビリテーションごとに通所リハビリテーション費を算定するものとします（例えば、午前と午後に指定通所リハビリテーションを行う場合にあっては、それぞれについて通所リハビリテーション費を算定します。）。ただし、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できません。 | |  | 平12老企36 第2の8(1)④ |
| （定員超過利用・人員基準欠如減算） | ②　利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平12厚告第27号第2号）に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19の別表7の注1 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準  ア　月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合  イ　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が、条例に定める員数に満たない場合 | |  | 平12厚告27  第2号イ  平12厚告27  第2号ロ |
| 53  感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少 | 感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19の別表7の注2 |
|  | ※　ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。 | |  |  |
|  | ※　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、別途通知(※)を参照すること。  （※）「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（R3.3.16老認発0316第4号・老老発0316第3号） | |  | 平12老企36 第2の8(3) |
| 54  1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を2名以上配置している場合 | 1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションについて、条例に定める人員基準を超えて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している事業所については、1日につき30単位を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注3  平12老企36 第2の8(4) |
| ※　「専従」とは、当該指定通所リハビリテーション事業所において行うリハビリテーションについて、当該リハビリテーションを実施する時間に専らその職務に従事していることで足ります。 | |
| 55  連続して延長サービスを行った場合に係る加算 | 算定対象時間（通所リハビリテーションの所要時間とその前後に引き続き行った日常生活上の世話の時間を通算した時間）が8時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19の別表7の注4 |
| イ　8時間以上　9時間未満の場合　 50単位 | | □ |
| ロ　9時間以上 10時間未満の場合 100単位 | | □ |
| ハ　10時間以上11時間未満の場合　150単位 | | □ |
| ニ　11時間以上12時間未満の場合　200単位 | | □ |
| ホ　12時間以上13時間未満の場合　250単位 | | □ |
| ヘ　13時間以上14時間未満の場合　300単位 | | □ |
|  | ※　当該加算は、所要時間7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して指定通所リハビリテーションを行う場合について、6時間を限度として算定されるものです。  　　例えば、8時間の指定通所リハビリテーションの後に連続して2時間の延長サービスを行った場合や、8時間の指定通所リハビリテーションの前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2時間の延長サービスを行った場合には、2時間分の延長サービスとして100 単位を算定します。 | |  | 平12老企36 第2の8(5)① |
|  | ※　当該加算は指定通所リハビリテーションと延長サービスを通算した時間が8時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、7時間の指定通所リハビリテーションの後に連続して2時間の延長サービスを行った場合には、指定通所リハビリテーションと延長サービスの通算時間は9時間であり、1時間分（時間＝9時間－8時間）の延長サービスとして50 単位を算定します。 | |  | 平12老企36 第2の8(5)② |
|  | ※　延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていることが必要です。 | |  | 平12老企36 第2の8(5)③ |
| 56  リハビリテー  ション提供  体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所については、リハビリテーション提供体制加算として、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注5 |
|  | イ　所要時間3時間以上4時間未満の場合　　　　　12単位 | | □ |  |
|  | ロ　所要時間4時間以上5時間未満の場合　　　　　16単位 | | □ |  |
|  | ハ　所要時間5時間以上6時間未満の場合　　　　　20単位 | | □ |  |
|  | ニ　所要時間6時間以上7時間未満の場合　　　　　24単位 | | □ |  |
|  | ホ　所要時間7時間以上の場合　　　　　　　　　　28単位 | | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  |  |
|  | 指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　「当該事業所の利用者の数」とは、指定通所リハビリテーション事業者と指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数の合計をいいます。 | |  | 平12老企36 第2の8(6) |
| 57  中山間地域等居住者  サービス提供  加算 | 下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注6 |
| 〔中山間地域等居住者サービス提供加算対象地域〕  春日部市(宝珠花）　等 | |  | 平21厚告83  第2号 |
| (予防も同様) | ※　本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。 | |  | 平12老企36 第2の8(7) |
| 58  入浴介助  加算 | 市長に届け出て別に厚生労働大臣が定める基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注7 |
| イ　入浴介助加算(Ⅰ)　40単位 | | □ |  |
| ロ　入浴介助加算(Ⅱ)　60単位 | | □ |  |
| 〔厚生労働大臣の定める基準〕 | |  |  |
| イ　入浴介助加算(Ⅰ)　入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 平27厚告95  第24号4 |
|  | ロ　入浴介助加算(Ⅱ)　次のいずれにも適合すること。 | |  |  |
|  | (1)　イに掲げる基準に適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　(3)の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ア 入浴介助加算（Ⅰ)について  ① 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（大臣基準告示24 の4）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴）や清拭である場合は、これを含むものとする。  ② 通所リハビリテーション計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、算定できない。 | |  | 平12老企36  第2の8(10) |
|  | イ 入浴介助加算(Ⅱ)について  ① ア①及び②を準用する。なお、ア①の「入浴介助加算(Ⅰ)」は、「入浴介助加算(Ⅱ)」に読み替えるものとする。  ② 入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下、「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価するものである。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施する。 | |  |  |
|  | a 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員を含む。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所リハビリテーション事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が指定通所リハビリテーション事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。  （※）　当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。 | |  |  |
|  | b 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。 | |  |  |
|  | c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、この場合の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものとして差し支えない。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。 | |  |  |
| 59  リハビリテーションマネジメント加算 | ①　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注8 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | |  |  |
|  | イ　リハビリテーションマネジメント加算（A）イ | |  |  |
| (1)　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　560単位 | | □ |
| (2)　当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　 　　　　　　　　　　　　　240単位 | | □ |
| ロ　リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ | |  |
|  | (1)　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　593単位 | | □ |
| (2)　当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　 　　　　　　　　　　　　　273単位 | | □ |
|  | ハ　リハビリテーションマネジメント加算（B）イ | |  |  |
|  | （1）　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　830単位 | | □ |  |
|  | （2）　当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　510単位 | | □ |  |
|  | ニ　リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ | |  |  |
|  | （1）　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　 863単位 | | □ |  |
|  | （2）　当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　543単位 | | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣の定める基準〕  イ　リハビリテーションﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算(A)イ  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | |  | 平27厚告95  第25号 |
| (1)　指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | (2)　(1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | （4）　通所リハビリテーション計画(指定居宅サービス等基準第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。以下同じ。)について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | （5）　通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して六月以内の場合にあっては一月に一回以上、六月を超えた場合にあっては三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | （6）　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | （7）　次のいずれかに適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (一)　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っていますか。 | | □ |  |
|  | (二)　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っていますか。 | | □ |  |
|  | （8）　(1)から(7)までに掲げる基準に適合することを確認し、記録していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　リハビリテーションﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算(A)ロ  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | |  |  |
|  | （1）　イ(1)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ハ　リハビリテーションマネジメント加算(B)イ  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | |  |  |
|  | (1)　イ(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　(1)及び(2)に掲げる基準に適合することを確認し、記録していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ニ　リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | |  |  |
|  | (1)　ハ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ※　リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものであり、リハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境を踏まえた他職種協働による通所リハビリテーション計画の作成、当該計画に基づく適切なリハビリテーションの提供、当該提供内容の評価とその結果を踏まえた計画の見直し等といったSPDCAサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものです。 | |  | 平12老企36 第2の8(11)① |
|  | ※　「リハビリテーションの質の管理」とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うADLやIADLといった活動をするための機能、家庭での役割を担うことや地域の行事に関与すること等といった参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているか管理することをいいます。 | |  | 平12老企36 第2の8(110)② |
|  | ※　本加算は、SPDCAサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものであることから、当該SPDCAサイクルの中で通所リハビリテーション計画を、新規に作成し直すことは想定しておらず、利用者の状態に応じて適切に当該計画の見直しが行われるものです。  　　したがって、「同意」とは、本加算を取得するに当たって初めて通所リハビリテーション計画を作成して得られた同意をいい、当該計画の見直しの同意とは異なることに留意してください。 | |  | 平12老企36 第2の8(11)③ |
|  | ※　リハビリテーションマネジメント加算(A)イ⑴、リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ⑴、リハビリテーションマネジメント加算(B)イ⑴又はリハビリテーションマネジメント加算(B)ロ⑴を取得後は、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ⑵、リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ⑵、リハビリテーションマネジメント加算(B)イ⑵又はリハビリテーションマネジメント加算(B)ロ⑵を算定するものであることに留意してください。  　　ただし、当該期間以降であっても、リハビリテーション会議を開催し、利用者の急性増悪等により引き続き月に1回以上、当該会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直していく必要性が高いことを利用者又は家族並びに構成員が合意した場合、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ⑴又はロ⑴若しくは(B)イ⑴又はロ⑴を再算定できます。 | |  | 平12老企36 第2の8(11)④ |
|  | ※　リハビリテーション会議の構成員である医師の当該会議への出席については、テレビ電話等情報通信機器を使用してもよいこととします。なお、テレビ電話等情報通信機器を使用する場合には、当該会議の議事に支障のないよう留意してください。 | |  | 平12老企36 第2の8(11)⑤ |
|  | ※　リハビリテーション会議の開催頻度について、指定通所リハビリテーションを実施する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーションを実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業所並びに当該事業所の指定を受けている保険医療機関において、算定開始の月の前月から起算して前24月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の頻度でよいこととします。 | |  | 平12老企36 第2の8(11)⑥ |
|  | ※　ロ⑵及びニ⑵規定する厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。  サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、SPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。 | |  | 平12老企36 第2の8(11)⑦ |
|  | ※　リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。 | |  | 平11老企25 第3の7の3(1)⑪ |
| 60  短期集中  個別リハビリ  テーション  実施加算 | 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数加算していますか。  ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定できません。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注9 |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ※　短期集中個別リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施するものであること。 | |  | 平12老企36 第2の8(12) |
|  | ※　「個別リハビリテーションを集中的に行った場合」とは、退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上実施するものでなければなりません。 | |
| 61  認知症短期集中リハビリ  テーション  実施加算 | 厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表の7注10 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。 | |  |  |
|  | イ　認知症短期集中リハビリテーションマネジメント実施加算(Ⅰ)  　　退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内⇒1日240単位 | | □ |  |
| ロ 認知症短期集中リハビリテーションマネジメント実施加算(Ⅱ)  　　退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内⇒1月 1，920単位 | | □ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  | 平27厚告95 第27号 |
|  | イ　認知症短期集中リハビリテーションマネジメント実施加算(Ⅰ) | |
|  | (1)　1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施していますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | ロ　認知症短期集中リハビリテーションマネジメント実施加算(Ⅱ) | |  |
|  | (1)　1月に4回以上リハビリテーションを実施していますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | (2)　通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施していますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | (3)　リハビリテーションマネジメント加算(A)イ又はロ若しくは(B)イ又はロを算定していますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕 | |  | 平27厚告96  第7号 |
| イ　リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていますか。 | | いる  いない  該当なし |
| ロ　リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものとなっていますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力（生活環境又は家庭環境へ適応する等の能力をいう。以下同じ。）を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施するものであること。 | |  | 平12老企36 第2の8(13)① |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、1週間に2日を限度として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に算定できるものである。なお、当該リハビリテーションの提供時間が20分に満たない場合は、算定できない。 | |  | 平12老企36 第2の8(13)② |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションは、1月に8回以上実施することが望ましいが、1月に4回以上実施した場合に算定できるものである。その際には、通所リハビリテーション計画書にその時間、実施頻度、実施方法を定めたうえで実施するものであること。 | |  | 平12老企36 第2の8(13)③ |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)におけるリハビリテーション計画の作成に当たっては、認知症を有する利用者の生活環境に対応したサービス提供ができる体制を整える必要があることから、利用者の生活環境をあらかじめ把握するため、当該利用者の居宅を訪問すること。 | |  | 平12老企36 第2の8(13)④ |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)におけるリハビリテーション計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできない。 | |  | 平12老企36 第2の8(13)⑤ |
|  | ※　本加算の対象となる利用者は、MMSE(MiniMental State Examination)又はHDS－R（改定長谷川式簡易知能評価スケール）においておおむね5点～25点に相当する者である。 | |  | 平12老企36 第2の8(13)⑥ |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施すること。 | |  | 平12老企36 第2の8(13)⑦ |
|  | ※　本加算は、当該利用者が過去3月の間に本加算を算定した場合は算的できない。 | |  | 平12老企36 第2の8(13)⑧ |
| 62  生活行為向上リハビリテーション実施加算  （予防も同様） | ①　厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき1,250単位(介護予防通所リハビリテーションについては、562単位)を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表の7注11  平18厚労告127  別表5の注3 |
|  | ※　短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。 | |  |  |
|  | ※　短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議により合意した場合を除き、この加算は算定しない。 | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  | 平27厚告95  第28号 |
| イ　生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていますか。 | | いる  いない  該当なし |
| ロ　生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供していますか。 | | いる  いない  該当なし |
| ハ　当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告していますか。 | | いる  いない  該当なし |
| ニ　通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(A)イ又はロ若しくは(B)イ又はロを算定していますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | ホ　指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕  　リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものとなっていますか。 | | いる  いない  該当なし | 平27厚告96  第8号 |
| 〔留意事項〕 | |  |  |
| ※　当該加算の「生活行為」とは、個人の活動として行う起居、歩行、排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいう。 | |  | 平12老企36 第2の8(14)① |
| ※　当該加算におけるリハビリテーション（以下「生活行為向上リハビリテーション」という。）は、加齢や廃用症候群等により生活機能の1つである活動をするための機能が低下した利用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容の充実を図るための目標と当該目標を踏まえた6月間の生活行為向上リハビリテーションの実施内容を生活行為向上リハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、計画的に実施するものである。 | |  | 平12老企36 第2の8(14)② |
|  | ※　生活行為向上リハビリテーション実施計画書の作成や、生活行為向上リハビリテーション会議における当該リハビリテーションの目標の達成状況の報告については、イによって配置された者が行うことが想定されていることに留意すること。 | |  | 平12老企36 第2の8(14)③ |
|  | ※　生活行為向上リハビリテーション実施計画の作成に当たっては、本加算の趣旨について説明した上で、当該計画の同意を得るよう留意すること。 | |  | 平12老企36 第2の8(14)④ |
|  | ※　本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえ、他者との関わり合いがある家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定すること。 | |  | 平12老企36 第2の8(14)⑤ |
|  | ※　本加算は、6月間に限定して算定が可能であることから、利用者やその家族においても、生活行為の内容の充実を図るための訓練内容を理解し、家族の協力を得ながら、利用者が生活の中で実践していくことが望ましい。 　また、リハビリテーション会議において、訓練の進捗状況やその評価等について、医師が利用者、その家族、構成員に説明すること。 | |  | 平12老企36 第2の8(14)⑥ |
|  | ※　生活行為向上リハビリテーション実施計画書に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできない。 | |  | 平12老企36 第2の8(14))⑦ |
|  | イ　通所リハビリテーション開始月から起算して3月以内  　　⇒　2，000単位（介護予防：900単位） | | □ |  |
|  | ロ　通所リハビリテーション開始月から起算して3月を超え6月以内⇒　1，000単位（介護予防：450単位） | | □ |  |
|  | ※　令和3年3月31日までに改正前の生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している利用者については、令和3年4月1日以降も改正前の規定する減算(下記)が適用される。また、令和3年3月31日時点で改正前の規定する減算が適用されている利用者については、令和3年4月1日以降も引き続き改正前の規定する減算が適用される。 | |  |  |
|  | 〔改正前の規定〕  　生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。 | |  | 改正前の平12厚告19 別表の7注11 |
|  | 〔留意事項〕  ※　生活行為向上リハビリテーションの提供を終了後、同一の利用者に対して、引き続き通所リハビリテーションを提供することは差支えないが、通所リハビリテーション計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る際には、6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数が減算されることを説明した上で、当該計画の同意を得るよう留意すること。 | |  | 改正前の平12老企36 第2の8(14) |
| 63  若年性認知症利用者受入加算  (予防も同様) | 次の基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。  ※介護予防通所リハビリテーションは、1日につき240単位。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表の7注12 |
| ※　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 | |  | 平12老企36  第2の8（15）  準用（7(14)） |
| 64  栄養アセスメント加算  (予防も同様) | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算していますか。  ※当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しません。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表の7注13 |
|  | (1)　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | | いる  いない  該当なし | 平27厚告95  第18号2 |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ①　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（16）  準用（7(15)①） |
|  | ②　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 | |  | 平12老企36  第2の8（16）  準用（7(15)②） |
|  | ③　栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。  イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。  ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。  ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。  ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（16）  準用（7(15)③） |
|  | ④　原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 | |  | 平12老企36  第2の8（16）  準用（7(15)④） |
|  | ⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。  サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。  提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 | |  | 平12老企36  第2の8（16）  準用（7(15)⑤） |
| 65  栄養改善  加算  (予防も同様) | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（「栄養改善サービス」）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 12厚告19 別表7の注14 |
|  | ※ 介護予防通所リハビリテーションについては、1月につき200単位加算  ※　ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については引き続き算定することができます。 | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  | 平27厚告95  第29号第29号 |
| イ　当該事業所の従業者として、又は外部（他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。 | | いる  いない  該当なし |
| ロ　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成すること。 | | いる  いない  該当なし |
| ハ　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録すること。 | | いる  いない  該当なし |
| ニ　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | | いる  いない  該当なし |
| ホ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ①　栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（17）  準用（7(16)①） |
|  | ②　栄養改善加算を算定できる利用者は、次のアからオのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。 | |  | 平12老企36  第2の8（17）  準用（7(16)③） |
|  | ア　BMIが18．5未満である者  イ　1～6月間で3％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者  ウ　血清アルブミン値が3．5g/dl以下である者  エ　食事摂取量が不良（75％以下）である者  オ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 | |  |  |
|  | ※　なお、次のような問題を有する者については、上記アからオのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。  　　　・　生活機能の低下の問題  　　　・　褥瘡に関する問題  　　　・　食欲の低下の問題  　　　・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16）、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）  　　　・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目にお　いて「1」に該当する者などを含む。）  　　　・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25）の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。） | |  |  |
|  | ③　栄養改善サービスの提供は、以下のアからエまでに掲げる手順を経て行うこと。 | |  | 平12老企36  第2の8（17）  準用（7(16)④） |
|  | ア　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 | |  |  |
|  | イ　(1)　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。  (2)　作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 | |  |  |
|  | ウ　(1)　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。  (2)　(1)の際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 | |  |  |
|  | エ　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 | |  |  |
|  | オ　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 | |  |  |
|  | ④　概ね3月ごとの評価の結果、上記③のアからオのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じ認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（17）  準用（7(16)⑤） |
|  | ⑤　介護予防通所リハビリテーションにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意すること。 　なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを概ね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了すること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(7) |
| 66  口腔・栄養スクリーニング加算  （予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表7の注15 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。 | |  |  |
|  | イ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)　　20単位 | | □ |  |
|  | ロ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)　　　5単位 | | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  |  |
|  | イ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | |  | 平27厚告95  第19号2 |
|  | (1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。 | |  |  |
|  | (一)　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月となっていませんか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (二)　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月となっていませんか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)  次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 | |  |  |
|  | (1)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | □ |  |
|  | (一)　イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (二)　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月となっていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (三)　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月となっていませんか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | □ |  |
|  | (一)　イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (二)　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月となっていませんか | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (三)　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月となっていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ①　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（18）  準用（7(17)①） |
|  | ②　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、大臣基準第19号の2ロに規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができる。 | |  | 平12老企36  第2の8（18）  準用（7(17)②） |
|  | ③　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。  　イ 口腔スクリーニング  a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者  b 入れ歯を使っている者  c むせやすい者  ロ 栄養スクリーニング  a BMIが18.5 未満である者  b 1～6月間で3％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18 年6月9日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの№11 の項目が「1」に該当する者  c 血清アルブミン値が3.5g／dl 以下である者  d 食事摂取量が不良（75％以下）である者 | |  | 平12老企36  第2の8（18）  準用（7(17)③） |
|  | ④　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（18）  準用（7(17)④） |
|  | ⑤　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できる。 | |  | 平12老企36  第2の8（18）  準用（7(17)⑤） |
| 67  口腔機能向上加算  (予防も同様) | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下、「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表7の注16 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 | |  |  |
|  | (1)　口腔機能向上加算(Ⅰ)　　150単位 | | □ |  |
|  | (2)　口腔機能向上加算(Ⅱ)　　160単位 | | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  |  |
|  | イ　口腔機能向上加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | □ | 平27厚告95  第30号 |
|  | (1)　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (5)　定員利用超過・人員基準欠如に該当していませんか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　口腔機能向上加算(Ⅱ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | □ |  |
|  | (1)　イ(1)から(5)までのいずれにも適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ①　介護予防通所リハビリテーションにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならない自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意してください。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(9) |
|  | なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスを概ね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。 | |  |  |
|  | ②　口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供に利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)①） |
|  | ③　口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のアからウのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としてください。  ア　認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清掃の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者  イ　基本チェックリストの口腔機能に関する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者  ウ　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある  　　者 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)③） |
|  | ④　利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。  　　なお、歯科医療を受診している場合であって次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できません。  　　ア　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合  　　イ　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)④） |
|  | ⑤　口腔機能向上サービスの提供は、以下のアからエまでに掲げる手順を経て行うこと。 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)⑤） |
| ア　利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。 | |  |
|  | イ　(1)　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。 | |  |  |
|  | (2)　また、作成した口腔機能改善管理指導計画について、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)⑤） |
|  | ウ (1)　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)⑤） |
|  | (2)　上記(1)の際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問　題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 | |  |  |
|  | エ　利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師又は主治の歯科医師に対して情報提供すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)⑤） |
|  | ⑥　概ね3か月ごとの評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じて認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供すること。  　　ア　口腔清掃・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者  　　イ　当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)⑥） |
|  | ⑦　厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。  サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 | |  | 平12老企36  第2の8（19）  準用（7(18)⑦） |
|  | ⑧　介護予防通所リハビリテーションにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならない自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意すること。  なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスを概ね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了すること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(9) |
| 68  サービス種類相互算定  関係 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、通所リハビリテーション費を算定していませんか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注17 |
| 69  重度療養  管理加算 | 次のアからケに掲げる状態にある利用者（要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者に限る。）に対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に、1日につき100単位を所定単位数に加算していますか。  ※　ただし、所要時間1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを行った場合は、算定できません。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注18  平27厚告94  第18号 |
|  | ア 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 イ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態  ウ 中心静脈注射を実施している状態 エ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併条症を有する状態  オ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態  カ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号） 別表第5号に掲げる身体障害者障害程度表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態  キ 経鼻胃管や胃瘻の経腸栄養が行われている状態  ク 褥瘡に対する治療を実施している状態  ケ 気管切開が行われている状態 | |  |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ※　重度療養管理加算は、要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者であって別に厚生労働大臣の定める状態（利用者等告示）にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い指定通所リハビリテーションを行った場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記録しておくこと。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）① |
|  | ※　当該加算を算定できる利用者は、上記のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であることとする。請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみ記載すること。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）② |
|  | ※　「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは、当該月において1日当たり8回（夜間を含め約3時間に1回程度）以上実施している日が20日を超える場合をいうものであること。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）②ア |
|  | ※　「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っている場合をいう。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）②イ |
|  | ※　「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者である場合をいう。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）②ウ |
|  | ※　「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週2日上実施しているものであり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症をもつものである場合をいう。  　　A　透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病  　　B　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）  　　C　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの  　　D　出血性消化器病変を有するもの  　　E　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの  　　F　うっ血性心不全（NYHAⅢ度以上）のもの | |  | 平12老企36  第2の8（20）②エ |
|  | ※　「重篤な新機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度90％以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っている場合をいう。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）②オ |
|  | ※　「膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症に対するケアを行った場合をいう。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）②カ |
|  | ※　「経鼻胃管や胃痩等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合をいう。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）②キ |
|  | ※　「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第3度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）②ク |
|  | 第1度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）  　第2度：皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして  表れるもの）  　第3度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。不快くぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある。  　第4度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している。 | |  |  |
|  | ※　「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合をいう。 | |  | 平12老企36  第2の8（20）②ケ |
| 70  中重度者  ケア体制  加算 | ①　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき20単位を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表の7注19  平12老企36  第2の8（21） |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  | 平27厚告95号第31号 |
| イ　人員基準を満たす看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上を確保していること。 | | いる  いない  該当なし |
| ロ　前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の割合が100分の30以上であること。 | | いる  いない  該当なし |
| ハ　通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 | | いる  いない  該当なし |
|  | ※　中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、条例に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で1以上確保する必要があります。  　　このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で1以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。  　　なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。 | |  |  |
|  | 具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問25を参照してください。 | |  |  |
|  | ※　要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 | |  |  |
|  | 具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問31を参照してください。  なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算します。 | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問31 |
|  | ※　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。  　イ　前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとします。  　ロ　前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。 | |  |  |
|  | ※　看護職員は、通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。 | |  |  |
|  | ※　中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。 | |  |  |
|  | ②　中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12老企36第二の7(9)⑥ |
| 71  科学的介護  推進体制  加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注20 |
| (予防も同様） | イ　利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ①　科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。 | |  | 平12老企36  第2の8（22）  準用（7(19)①） |
|  | ②　情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 | |  | 平12老企36  第2の8（22）  準用（7(19)②） |
|  | ③　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。  イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。  ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。  ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。  ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。 | |  | 平12老企36  第2の8（22）  準用（7(19)③） |
|  | ④　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 | |  | 平12老企36  第2の8（22）  準用（7(19)④） |
| 72  同一建物等に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対する取扱い | 指定通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は指定通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該指定通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき94単位を減算していますか。  〔介護予防の場合は次の単位数を減算〕  　イ　要支援1　　　376単位（1月につき）  　ロ　要支援2　　　752単位（1月につき） | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注21 |
| (予防も同様） | ※　「同一建物」とは、当該指定通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に指定通所リハビリテーション事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。 　また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所リハビリテーション事業所の指定通所リハビリテーション事業者と異なる場合であっても該当します。 | |  | 平12老企36 第2の8（23）  準用（7(20)①） |
|  | ※　減算の対象となるのは、当該事業所と同一建物に居住する者及び同一建物から指定通所リハビリテーションを利用する者に限られることにご留意ください。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(4)② |
|  | 例えば、自宅（同一建物に居住する者を除く。）から通所リハビリテーション事業所へ通い、同一建物に宿泊する場合、この日は減算の対象となりませんが、同一建物に宿泊した者が通所リハビリテーション事業所へ通い、自宅（同一建物に居住する者を除く）に帰る場合、この日は減算の対象となります。 | |  |  |
|  | ※　傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。 　具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、二人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所リハビリテーション事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。  ただし、この場合、二人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載してください。  　　また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録してください。 | |  | 平12老企36 第2の8（23）  準用（7(20)②） |
| 73  送迎減算 | 利用者に対して、その居宅と通所リハビリテーション事業所の間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を減算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7の注22 |
|  | ※　利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。ただし、「同一建物等に居住する利用者に対する取扱い」の減算の対象となっている場合には、減算の対象とはなりません。 | |  | 平12老企36 第2の8（24） |
| 74  移行支援  加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(※)の末日が属する年度の次の年度に限り、1日につき12単位を加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表7のニ |
|  | ※　評価対象期間は、移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間） | |  | 平27厚告94  第19号 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  イ　次のいずれにも適合すること。 | |  | 平27厚告95  第32号 |
| (1)　評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを除く。)を実施した者の占める割合が、100分の3を超えていますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | (2)　評価対象期間中に通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | ロ　12を通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数（小数点第3位以下は切り上げ）が100分の27以上となっていますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | ハ　通所リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業者へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ※　移行支援加算におけるリハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、通所介護等に移行させるものです。 | |  | 平12老企36 第2の8（27）  準用（5（11）①） |
|  | ※　「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院、介護保険施設への入所、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、介護予防・日常生活支援総合事業における通所サービス事業等は含まれず、算定対象となりません。 | |  | 平12老企36 第2の8（27）  準用（5（11）②） |
|  | ※　平均利用月数については、以下の式により計算すること。  イ　(ⅰ)に掲げる数÷(ⅱ)に掲げる数  　　(ⅰ)　当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計  　　(ⅱ)　（当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計＋当該事業所における評価対象期間の新規終了者の合計）÷2  ロ　上記イ(ⅰ)における利用者数には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含む。  ハ　上記イ(ⅰ)における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する指定通所リハビリテーションを利用した月数の合計をいう。  ニ　上記イ(ⅱ)における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する指定通所リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取扱うこと  ホ　上記イ(ⅱ)における新規終了者数とは、当該評価対象期間に当該事業所の提供する指定通所リハビリテーションの利用を終了した者の数をいう。 | |  | 平12老企36 第2の8（27）  準用（5（11）④） |
|  | ※　「指定通所介護等(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは除く。)の実施」状況の確認に当たっては、通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、通所リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADL及びIADLが維持又は改善していることを確認すること。なお、電話等での実施を含め確認の手法は問わないこと。 | |  | 平12老企36 第2の8（27）  準用（5（11）⑤） |
|  | ※　「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、指定訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の別紙様式2－2―1及び2－2－2のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所へ提供すること。なお、指定通所介護事業所等の事業所への情報提供に際しては、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に示す別紙様式2－2―1及び2－2－2の本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋し、提供することで差し支えない。 | |  | 平12老企36 第2の8（27）  準用（5（11）⑥） |
| 75  サービス提供体制強化  加算  （予防も同様） | 次の①～③の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、次の区分により、1回につき次の単位数を加算していますか。  ※（1）～（3）のいずれかの加算を算定している場合は、上記の他の加算は算定できません。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表7のホ |
| (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）  　　22単位（要支援1：88単位、要支援2：176単位） | | □ |  |
|  | (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  　　18単位（要支援1：72単位、　要支援2：144単位） | | □ |  |
|  | (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  　　6単位（要支援1：24単位、　要支援2：48単位） | | □ |  |
|  | 〔基準〕 | |  |  |
|  | ①　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | |  | 平27厚告95  第33号 |
|  | (1)次のいずれかに適合すること。 | |  |  |
|  | (一)　通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のう  ち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上となって  いますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (二)　指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数  のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が  100分の25以上となっていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用定員、人員基準に適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ②　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | |  |  |
|  | (1)通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上となっていますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用定員、人員基準に適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | |  |  |
|  | (1)次のいずれかに適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (一)　通所リハビリテーション事業所のサービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の40以上であること。 | | □ |  |
|  | (二)　指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | □ |  |
|  | (2)　利用定員、人員基準に適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用います。  　　ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、4月目以降届出が可能となります。  　　この場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、届出を提出しなければなりません。 | |  | 平12老企36  第2の8（28）  準用（3(9)④⑤） |
|  | ※　介護福祉士又は実務書研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程終了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の過程を終了している者とします。 | |  | 平12老企36  第2の8（28）  準用（3(9)④） |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。 | |  | 平12老企36  第2の8（28）  準用（3(9)⑥） |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 | |  | 平12老企36  第2の8（28）  準用（3(9)⑦） |
|  | ※　同一の事業所において介護予防通所リハビリテーションを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。 | |  | 平12老企36  第2の8（28）  準用（3(9)⑧） |
|  | ※　通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員です。なお、1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員に含まれます。 | |  | 平12老企36 第2の8(28)② |
| 76  介護職員  処遇改善  加算  (予防も同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表7のヘ |
|  | (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の47/1000 | □ |  |
|  | (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の34/1000 | □ |  |
|  | (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の19/1000 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 | |  |  |
|  | ア　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。  　イ　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。  　　※　当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容につ　いても職員に周知していること。また、介護職員から処遇改善加算等に係る照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。  　ウ　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。  　エ　その他、処遇改善加算等の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 | |  |  |
|  | ＜処遇改善加算の算定要件＞  　取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと。  　処遇改善加算(Ⅰ)・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  　処遇改善加算(Ⅱ)・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  　処遇改善加算(Ⅲ)・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 | |  |  |
| 〔キャリアパス要件Ⅰ〕  　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 | |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅱ〕  　　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。  　　　　A・・・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。  　　　　B・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅲ〕  　　　次の①及び②の全てを満たすこと。  　　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。 | |  |  |
|  | A・・・経験に応じて昇給する仕組み  　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 | |  |  |
|  | B・・・資格等に応じて昇給する仕組み  　　　　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 | |
|  | C・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組  　　　　　　　　 み  　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づ  き昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。  　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 | |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕  　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 | |  |  |
| 77  介護職員等特定処遇改善加算  （介護予防  同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表7のト |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の20/1000 | □ |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の17/1000 | □ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕  「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照 | |  |
|  | イ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | |  |  |
| 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1)　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | いる  いない  該当なし |
|  | (一)　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。  (二)　通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。  (三)　介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。  (四)　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 | |  |  |
|  | (2)　当該通所リハビリテーション事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した 介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。 | |  |  |
|  | (3)　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。  (4)　当該通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。 | |  |  |
|  | (5)　 通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)を算定していること。  (6)　 通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (7)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。  (8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | |  |  |
|  | ロ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | |  |  |
| 上記①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | いる  いない  該当なし |
| 78  介護職員等  ベースアップ等  支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、算定した単位数(介護職員処遇改善加算と、介護職員等特定処遇改善加算を除く。)の所定の割合に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注チ |
| 〔算定要件〕  ①処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得している  ②賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2は介護職員等のベースアップ等(「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ)に使用すること | |
| 第9　介護予防通所リハビリテーション費の算定及び取扱い | | | | |
| 79  基本的事項 | ①　介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表5のイ |
|  | ※　介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）  　（1）要支援1　　　　　　　　2，053単位  　（2）要支援2　　　　　　　　3，999単位 | |  |  |
|  | ②　利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号）に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表5の注1 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準該当する場合  ア　月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合  イ　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が、条例に定める員数に満たない場合 | |  | 平12厚告27  第16 |
|  | ③　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 | | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表5の注5 |
|  | ④　利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 | | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表5の注6 |
|  | ⑤　利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表5の注8 |
|  | (1)　要支援1　　20単位  (2)　要支援2　　40単位 | |  |  |
|  | ※　指定介護予防通所リハビリテーションの利用が12月を超える場合は、指定介護予防通所リハビリテーション費から要支援1の場合20単位、要支援2の場合40単位減算する。なお、入院のによる中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。また、本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものであること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(3) |
| 80  運動器機能向上加算  （介護予防） | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき225単位を加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表5のロ |
|  | 〔基準〕 | |  |  |
|  | イ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を1人以上配置していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、　看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ハ　利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ニ　利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ホ　別に厚生労働大臣の定める基準（平成12年厚生省告示26）（定員利用・人員基準）に適合している介護予防通所リハビリテーション事業所となっていいますか。 | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ①　運動器機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意してください。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(5)① |
|  | ②　運動器機能向上サービスについては、次のアからキまでに掲げるとおり実施してください。 | |  |  |
| ア　利用者ごとに医師又は看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握していること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(5)③ア |
|  | イ　理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための概ね3月程度で達成可能な目標（「長期目標」という。） 及び長期目標を達成するための概ね1月程度で達成可能な目標（「短期目標」という。）を設定していること。  　　長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図られたものとなっていること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(5)③イ |
|  | ウ　利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、医師、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成していますか。その際、実施期間については、運動の種類のよって異なるものの、概ね3月程度とすること。  また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて当該運動器機能向上計画の対象となる利用者にわかりやすい形で説明し、その同意を得ていること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(5)③ウ |
|  | なお、指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、運動器機能向上計画に相当する内容をリハビリテーション計画書の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとすること。 | |  |  |
|  | エ　運動器機能向上計画に基づき、利用者毎に運動器機能向上サービスを提供していること。  　　その際、提供する運動器機能向上サービスについては国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとしていること。  　　また、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば、直ちに当該計画を修正していること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(5)③エ |
|  | オ　利用者の短期目標に応じて、概ね1月間毎に、利用者の当該短期目標と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行っていること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(5)③オ |
|  | カ　運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者毎に、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していること。  　　介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、ア～カまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供していること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(5)③カ |
|  | キ　サービスの提供の記録において、利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは看護職員が利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はありません。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(5)③キ |
| 81  選択的  サービス複数実施加算  （介護予防） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、選択的サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  ※　ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機機能向上サービスを算定している場合には、当該加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表5のト |
| (1)　選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）　　480単位 | | □ |
| (2)　選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）　　700単位 | | □ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  | 平27厚告95 第109号 |
| イ　選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | |  |
| (1)　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施していますか。 | | いる  いない  該当なし |
| (2)　利用者が指定介護予防通所介護又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていますか。 | | いる  いない  該当なし |
| (3)　利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上おこなっていますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | ロ　選択的サービス複数事業所加算(Ⅱ)  次に掲げるいずれの基準にも適合すること。 | |  |  |
| (1)　利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していますか。 | | いる  いない  該当なし |
| (2)　上記イの(2)(3)の基準に適合していますか。 | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔留意事項〕 | |  |  |
|  | ア　実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。  　イ　いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。  　ウ　複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。 | |  | 平18-  0317001号別紙1第2の6(10) |
| 82  事業所評価加算  （介護予防） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（原則として、当該加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間とする。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき120単位を加算していますか。  ※　生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定できません。 | | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127別表5のチ |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | |  |  |
|  | ア　定員利用・人員基準に適合しているものとして市長に届け出て、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）を行っていますか。 | | いる  いない  該当なし | 平27厚告95 第110号イ |
|  | イ　評価対象期間における当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が10人以上となっていますか。 | | いる  いない  該当なし | 平27厚告95 第110号ロ |
|  | ウ　次の算定式を満たしていますか。  （評価対象期間に選択的サービスを利用した者の数）÷（評価対象期間内に指定介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数）≧0.6 | | いる  いない  該当なし | 平18-  0317001号  第2の6(11)① |
|  | エ　（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）÷（評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）  ≧0.7 | | いる  いない  該当なし | 平18-  0317001号  第2の6(11)② |